

注文書

工事名 令和8年度

第74号 西野田ため池改修工事

施工場所 名取市 愛島塩手字西野田 地内

【工事概要】

総延長 L=85.81m

ブロックマット工 A=201.6m²

【主たる工種】

改良工事

【完成工期】

令和 9 年 2 月 26 日

【契約保証金】

徴収

【支払条件】

前払い金 あり

竣工払い

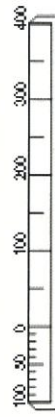
【添付書類】

- 1 位置図
- 2 特記仕様書
- 3 参考設計書
- 4 図面

位置図



縮尺 1 : 10000



この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

特記仕様書

本工事は、宮城県土木部制定共通仕様書（土木工事編Ⅰ・Ⅱ）の適用及び工事に関する県並びに市の規則等に基づいて施行するものとする。

但し、下記事項については、本特記仕様書に基づいて施行するものとする。

第1条 （契約及び規定）

- 1 契約等においては、名取市契約規則、名取市建設工事執行規則及び名取市工事検査規定等に基づき履行しなければならない。
- 2 工事の一部を第三者に請負わせたい時は、契約書第7条の規定により直ちに書面をもって発注者に承認を得ること。

第2条 （施工計画並びに協議事項等）

- 1 請負者は、契約後あらかじめ概要について協議し、施工工程、各施工写真撮影頻度、施工管理及び品質管理方法、資材等運搬経路、安全管理等を詳細に明記した施工計画書を速やかに提出し、監督員の承諾を得てから工事に着手するものとする。
- 2 工事の着手に先立ち、道路管理者及び所轄警察署に道路使用許可申請を行い、工程計画、安全対策、生活道路の確保等について十分協議を行うものとする。
- 3 質量20t未満の建設機械、及び器材等（型枠材、支保材、足場材、敷鉄板、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管、トンネル用スライディングセントル等）の搬入、搬出並びに現場内小運搬については、共通仮設費率に含まれる運搬費として計上するものとし、施工箇所数に応じた積み上げ計上は行わないものとする。
- 4 施工数量については、設計内容と現地に相違がないか施工前に精査し、相違が認められる場合は、協議するものとする。

第3条 （工事工程について）

工程については、工事工程、休日作業及び施工詳細部並びに検査予定項目等、打合せを実施し、毎週金曜日に週間工事予定表を提出し、工事の進捗状況等を監督員に報告すること。

第4条 （工事現場管理）

- 1 工事施工に当たっては、道路工事保安施設設置基準に基づき適切な交通管理を行うものとする。
- 2 工事の施工に先立ち、必要の都度工事区域内の住民に対して十分な説明等を実施し、工事の内容、施工時期、環境対策等を説明してその協力を得るものとする。
- 3 現地調査により、工事に支障となる埋設物又は地上工作物、架空線等を発見し

た場合は速やかに監督員へ報告の上適切な処理を行うこと。

- 4 工事現場に存在する地下埋設物等については、事前調査を行い、位置、構造、種別について熟知し、作業員に至るまで埋設物の全容、取り扱い、措置及び防護方法等について周知徹底を図り、事故防止に努め施工するものとする。
- 5 請負者の責により地下埋設物等に損害を与えた場合は、速やかに監督員に報告するとともに関係機関に連絡し応急処置を行い、請負者の負担により補修をしなければならない。
- 6 構造物は詳細設計を行い施工図添付の上、監督員の承諾を得るものとする。
- 7 原則として、既存の用地境界杭等は撤去しないこと。尚、工事の施工上やむを得ず一時撤去する場合は、事前に関係者の了解を得るとともにオフセット、写真等で現状を確認しておき、その復旧は関係者立ち会いの下で原状回復するものとする。
- 8 現場の美化清掃に留意し、残土等の搬入搬出による公道の路面汚損防止にも努めること。
- 9 大雨による排水については、直ちに対応できるように対策を講じなければならない。
- 10 工事施工で使用する周辺道路等は随時補修等を行い、一般の交通に支障を及ぼさないよう十分注意するとともに、工事の完了の際は速やかに監督員に報告し指示を受けるものとする。
- 11 本工事にかかる苦情、要望等が付近住民からあった場合は、直ちに善処を行い監督員に報告及び協議をしなければならない。

第5条 （社内検査）

請負者は、自主的に工事の品質確保のため社内検査を行い、竣工時の関係図書にあわせて提出すること。

第6条 （竣工）

工事竣工にあつては、図面及び仕様書等に定められた構造物等の各寸法を記入した出来形、品質管理、写真管理等の関係書類を速やかに提出すること。

第7条 （現場代理人の常駐義務緩和）

現場代理人の常駐義務の緩和措置についての該当工事である。

なお、現場代理人を兼務させようとするときは、各発注担当課へ「現場代理人兼務届」を提出する。

— 特 記 仕 様 書 —

令和8年5月1日以降公告案件から適用

施 工 条 件 明 示 書

工事番号	第 74 号	工事名	西野田ため池改修工事		事務所名	名取市							
項 目		条 件	内 容		施 工 方 法		備 考						
1 共通仕様書の適用		本工事は、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用するほか、本特記仕様書により施工するものとする。 仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。											
2 主任技術者及び監理技術者(以下、配置技術者という。)の配置													
(1) 現場施工に着手する日の指定 (配置技術者の配置要件の特例) ※平成25年4月1日以降適用「現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例について」		○	契約工期初日以降、90日以内に着手 (手持ち工事が完了した場合や、制約条件がない場合等は、期日以前の着手も可能)										
(2) 請負者が着手日を選択出来る工事(フレックス工事)		○	契約工期初日以降、○日以内に着手 土木工事共通特記仕様書第1編1-1-4によること。										
(3) 上記以外		●	請負者は、現場施工に着手する日の指定がない限り、原則として、契約工期初日以降、30日以内に現場施工に着手										
上記現場施工に着手する日の前日までの期間において、工事準備等を含め工事現場が不稼働であることが明確な場合は、配置技術者の工事現場への専任は要しない。 出納局契約課ホームページ参照のこと。http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk50.html													
3 専任特例の適用を受ける技術者の配置													
		○対象	●対象外	建設業法第26条第3項ただし書の規程の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置。 特例監理技術者を対象とする場合は下記によるものとする 1 特例監理技術者を配置する場合は以下の(ア)～(サ)の要件を全て満たさなければならない。 (ア) 本工事の現場施工に着手する日までに、建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。 (イ) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補(令和3年4月1日施行予定)又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 (ウ) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 (エ) 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。 (ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。))については、これら複数の工事を一つの工事とみなす。) (オ) 特例監理技術者が兼務できる工事は、本工事を所管する土木事務所(地域事務所)管内及び隣接土木事務所(地域事務所)管内の宮城県内で施行される工事でなければならない。 (カ) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。 (キ) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。 (ク) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。 (ケ) 専任補助者を配置しない工事であること。 (コ) 維持管理業務同士は兼務できない。 ※24時間体制で応急処理工や緊急巡回等が必要な業務等 (サ) 配置技術者の追加専任を必要としないもの。 2 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する場合、配置技術者届出書及び特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項を提出すること。 3 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORIINS)への登録を行うこと。									
4 積算基準及び設計単価の適用期日													
(1) 積算基準及び設計単価の適用について		●ある	○ない	積算基準及び設計単価は公告日の前月(7月)の基準及び単価としている。									
(2) 工事請負契約締結後における設計単価の変更		●ある	○ない	本工事は、当初工事請負契約締結後において、契約日の翌々月同日を基準日として設計単価の設計変更を行うこととする。 なお、設計変更の対象は、資材単価・労務単価及び機械単価等の全ての設計単価とする。									
5 工程関係													
(1) 関連工事による施工時期の調整		○ある	●ない										
(2) 施工時期による制限		○ある	●ない										
(3) 関係機関等との協議の未成立		○ある	●ない										
(4) 関係機関等との協議結果、特定条件の付加		○ある	●ない										
6 公害対策関係													
(1) 施工方法、機械施設、作業時間等の制限		○ある	●ない	各関係法令、条例による									
7 安全対策関係													
(1) 交通安全施設等の指定		○ある	●ない	保安施設設置計画書による									
(2) 占用埋設物との近接工事による 施工方法、作業時間の制限		○ある	●ない										
8 排水工関係													
(1) 濁水、湧水処理のための特別な対策の必要性		○ある	●ない										
9 建設副産物対策関係(建設発生土)													
(1) 建設発生土の処理・処分について		本工事の残土は、下記に運搬するものとする。なお、下記により難い場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。 <table> <tr> <th rowspan="2">名称</th><th rowspan="2">所在地</th><th rowspan="2">処理・処分方法</th><th rowspan="2">距 離</th><th rowspan="2">制 限 時 間</th><th rowspan="2">備 考</th></tr> <tr></tr> </table>						名称	所在地	処理・処分方法	距 離	制 限 時 間	備 考
名称	所在地	処理・処分方法	距 離	制 限 時 間	備 考								
(2) 建設発生土	処理・処分	○ある	●ない										
				km									
				km									

10 建設副産物対策関係(建設発生土以外の建設副産物)																			
(1) 建設発生土以外の建設副産物の処理・処分について			下記の処理・処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員と協議すること。また、処理・処分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること(環境省または廃棄物対策課のHPを参照)。																
			処理・処分する場所		処理・処分方法		距離		制限時間										
工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。																			
建設副産物	処理・処分	コンクリート塊(有筋)	●ある	○ない	(株)イーストコア空港リサイクルセンター	岩沼市下野郷字中野馬場34-1	中間処理	7.1 km	時分～ 時分										
		コンクリート塊(無筋)	●ある	○ない	東京石灰工業(株)仙台工場	名取市高館吉田字館山2	中間処理	5.4 km	時分～ 時分										
		アスファルト塊	●ある	○ない				km	時分～ 時分										
		建設発生木材	○ある	●ない				km	時分～ 時分										
		建設汚泥	○ある	●ない				km	時分～ 時分										
		その他	○ある	●ない				km	時分～ 時分										
(3) 再生材の利用			○ある	●ない	種類・数量		再生クワシヤランRC-40、												
11 現場環境改善																			
(1)現場環境改善費(率計上)について			○ある	●ない	本工事は、現場環境改善費(率計上分)を計上している工事である。下表の内容のうち原則として、各計上費目(仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携)ごとに1内容ずつ(ただし、いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容を選択し、具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。 <table><thead><tr><th>計上費目</th><th>実施する内容(率計上分)</th></tr></thead><tbody><tr><td>仮設備関係</td><td>1. 用水・電力等の供給設備、 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見字路及T字路の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減</td></tr><tr><td>営繕関係</td><td>1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働倉庫の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td></tr><tr><td>安全関係</td><td>1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報器等)</td></tr><tr><td>地域連携</td><td>1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見字所(インフォメーション)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対面費(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献</td></tr></tbody></table>					計上費目	実施する内容(率計上分)	仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見字路及T字路の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減	営繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働倉庫の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報器等)	地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見字所(インフォメーション)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対面費(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献
計上費目	実施する内容(率計上分)																		
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見字路及T字路の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減																		
営繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働倉庫の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等																		
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報器等)																		
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見字所(インフォメーション)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対面費(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献																		
12 品質証明																			
(1) 品質証明書および施工プロセス品質確認チェックリストの対象			○ある	●ない	請負工事費が、1億5千万円以上の工事および発注者が必要と認める工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。														
(2) 施工プロセス品質確認チェックリストの対象			○ある	●ない	上記に該当せず、請負工事費が1億円以上の工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。														
13 標準的な設計図書による発注方式			○ある	●ない	土木工事共通特記仕様書第3編1-1-14によること。														
14 資材関係																			
(1) 生コンクリート			生コンクリートの使用に当たっては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。																
(2) 購入土			購入土を使用する場合は、材料承諾時に「採石法第33条による採取計画認可書の写し」、又は「砂利採取法第16条の採取計画認可書の写し」を提出すること。																
(3) 宮城県グリーン製品の利用			必須		1.植生基盤材等、視線誘導標、型枠用合板は、原則として宮城県グリーン製品を用いること。														
「宮城県グリーン製品」利用推進指針によること。「宮城県グリーン製品」を使用した場合は、請負者は循環型社会推進課HPより「チェックリスト」をダウンロードし、使用材料や数量等を入力後、工事完了後に監督職員に提出(電子メール)すること。			○ある	●ない	2. 盛土材、埋め戻し材														
			○ある	●ない	3. その他()														
(4) 県内産製品の利用			○ある	●ない	本工事は、「県土木部発注工事における県内産製品優先使用の試行要領」の対象工事である。 工事の施工にあたっては、試行要領に基づき適切に実施すること。 事業管理課ホームページ参照 http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/kensanzai.html														
(5) 現場吹付法砕工			吹付モルタルにおける圧縮強度の規格値は、18N/mm2以上とする。																
15 設計変更の手続き																			
(1) 設計変更の手続きについて			設計変更については、工事請負契約書第19条～第26条及び共通仕様書第1編1-1-14～1-1-16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」(宮城県土木部)によることとする。 詳細については、以下のホームページ「設計変更ガイドライン【土木工事、建設関連業務】」を参考とすること。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/henkou-guideline.html トップページ > しごと・産業 > 土木・建築・不動産 > 建設業 > 設計変更ガイドライン【土木工事、建設関連業務】																
16 その他																			
(1) 舗装の下請制限について			○ある	●ない	土木工事共通特記仕様書第1編1-1-3によること。														
(2) 「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象の有無			○ある	●ない	本工事は「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象工事であり、請負者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他、ダンプ土砂運搬等下請負契約に関する関係書類を提出すること。 請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負者は、当該工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む)も同様の義務を負う旨を周知すること。														
(3) 三者会議の対象の有無			○ある	●ない	本工事は、工事着手前等に当該工事の発注者、施工者、詳細設計等を担当した設計者が参加して、設計図書と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「三者会議」を設置する対象工事である。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-5によること。														
(4) 貸与資料の有無			●ある	○ない	本仕様書によるもののほか工事施工に關して必要な資料として工事契約後下記の資料を貸与する。 貸与資料(設計計算書、設計測量成果等の成果品については、必要に応じて貸与する。)														
(5) 発注者支援(工事監督支援業務)対象の有無			○ある	●ない	工事監督支援業務の受注者が現場監督支援する場合、工事請負者対し「工事打合せ簿」により担当技術者(所属会社等名・氏名)の通知を行うこと。														
(6) 法定外の労災保険の付保について			本工事では、法定外の労災保険加入にかかる保険料を予定価格に反映しているため、本工事において受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。なお、加入後受注者は、工事請負契約書第62条に基づき、証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示すること。																
(7) 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行の有無			○ある	●ない	本工事は熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行対象工事である。本運用による設計変更を希望する場合は、別途定める「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」に基づき、発注者に協議すること。														
(8) 盛土規制法について			本工事において、盛土規制法の規制対象となる行為を行う場合は、事前に手続き方法等について発注者と協議すること。 詳細については、以下のホームページを参考とすること。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kentaku/morido.html																

働き方改革・生産性向上に関する事項

項 目	条 件		内 容
17 総合評価落札方式における「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用の有無			
(1)「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用工事	☐ 対象	☒ 対象外	1. 下記①、②、③に該当する工事のうち、発注者が適用対象とした工事が対象となる。 ① 一定の箇所にICT建設機械で施工可能な土工数量1,000m3以上ある工事 ② 一定の箇所にICT建設機械で施工可能な新設する路盤数量又は切削面積3,000m2以上ある工事 ③ ICT土工、ICT舗装工以外の工種で「ICT活用工事実施要領」(国土交通省)が定められている工種を含む工事 2. 活用する技術については、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に基づき選択すること。 3. ICT施工・3次元化等の活用提案の適用の有無に係わらず、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に記載の技術は、施工計画・技術提案等(いわゆる作文)の評価対象外とする。※簡易型(施工計画型)、標準型(施工計画型)、標準型(技術提案型)、高度型、技術提案チャレンジ型、簡易型(施工計画型・試行型)の場合 なお、「ICT施工・3次元化等の活用提案」の対象外工事の場合も、同様の取扱いとする。 4. 設計変更の積算手法については、総合評価落札方式の手引きのとおりとし、受発注者協議により決定した技術を設計変更の対象とする。なお、受発注者協議により、活用提案を実施しないこととなった場合、「ICT施工・3次元化等の活用提案」は履行されたものとして取り扱い、履行確認を行う。
18 BIM/CIMの活用の有無			
(1)BIM/CIM活用工事の対象	☐ 対象	☒ 対象外	1.本工事は、BIM/CIM活用工事の対象工事である。実施にあたっては「BIM/CIM適用工事実施要領」に基づき行うこと。 2.BIM/CIM適用工事実施要領を適用する工事で、発注方法に総合評価落札方式の簡易型(施工計画型)、標準型(施工計画型)、標準型(技術提案型)、高度型、技術提案チャレンジ型、簡易型(施工計画型・試行型)を適用する工事は「施工計画等」や「技術提案等」(いわゆる作文)に関する評価項目において、BIM/CIMに関する提案を評価の対象外とする。
(2)BIM/CIM活用工事の発注型式	☐ 発注者指定型	☒ 対象外	【発注者指定型】(記載例) 前段階で作成した3次元モデルは以下のとおりである。(前段階で作成した3次元モデルが存在する場合に記載) 作成した3次元モデル:地形モデル、構造物モデル 3次元モデルの詳細度:200程度 3次元モデルに付与した属性情報:部材名称、部材寸法 想定する活用目的、活用内容等は以下のとおりである。 活用目的:住民説明において、3次元モデルによりわかりやすく事業計画を説明することにより、円滑かつ確実に合意形成を図ることを目的とする。 活用内容:本事業の住民説明においては、事業計画のフェーズに沿った現道切り回しの状況を説明し、工事開始後の生活上の支障等を確実に伝達する必要があることから、各フェーズにおける状況を3次元モデルにより表現する。 作成する3次元モデル:地形モデル、土工形状モデル、構造物モデル 3次元モデルの詳細度:200程度 3次元モデルに付与する属性情報:部材名称、部材寸法 費用については、受発注者で協議し、発注者が活用効果等を確認のうえ、計上する。 なお、上記以外の内容における3次元モデルの活用についても、受注者の希望により実施することが可能である。 ☐ 受注者希望型 【受注者希望型】(記載例) 前段階で作成した3次元モデルは以下のとおりである。(前段階で作成した3次元モデルが存在する場合に記載) 作成した3次元モデル:地形モデル、構造物モデル 3次元モデルの詳細度:200程度 3次元モデルに付与した属性情報:部材名称、部材寸法 BIM/CIMの活用を希望する場合は、工事受注後、監督職員と目的、活用内容、仕様及び費用等について協議すること。 費用については、受発注者で協議し、発注者が活用効果等を確認のうえ、計上する。
19 業務効率化			
(1)工事情報共有システムの活用	☐ 対象	☒ 対象外	本工事は、情報共有システムの活用対象工事であり、請負者は工事着手時に別途定める「事前協議チェックシート」により、必要事項について監督職員と協議を行うこと。実施にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム実施要領」及び「土木工事・業務の情報共有システムの活用ガイドライン」に基づき行うこと。
(2)工事書類の簡素化の試行について	☐ あり	☒ なし	本工事は、工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。実施にあたっては「宮城県土木部における工事書類簡素化の試行要領」に基づき行うこと。
(3)ウィークリースタンス等の推進	本工事は、受発注者協力のもと、建設業の魅力創出を図ることを目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし、「ウィークリースタンス等実施要領」に基づき、取組内容を受発注者間で協議及び共有し、工事を進めていくこととする。 詳細については、宮城県土木部事業管理課のホームページを参照すること。(http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/weekly.html)		
20 週休2日モデル工事の適用の有無			
(1)週休2日モデル工事	☒ 対象	☐ 実施困難工事	1. 週休2日対象工事の場合は、名取市「週休2日モデル工事」実施要領に基づき、行うこととする。 なお、週休2日モデル工事の種別及び区分については、下記(2)、(3)のとおりとする。 2. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が建設業に適用されたことを踏まえ、週休2日の確保を目指し、「週休2日工事」での発注を原則とする。ただし、応急復旧工事など緊急工事の場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として、下欄にその理由を記載する。 実施困難工事の理由
(2)週休2日モデル工事の種別	☒ 現場閉所型	☐ 交替制	現場閉所型:巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所を閉所する。 交 替 制 :現場閉所を行うことが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を行う。
(3)週休2日モデル工事の区分	当初発注においては、補正係数なしで積算しており、「月単位の週休2日」、「完全週休2日」に取り組む場合は、工事着手前に受発注者間で協議の上、週休2日の区分を決定することとする。 協議により、「月単位の週休2日」又は「完全週休2日」に取り組む、達成した場合は、精算変更時に達成した区分に応じた週休2日の補正係数に変更する。		
21 女性活躍推進工事の適用の有無			
(1)女性活躍推進工事	☐ 対象	☒ 対象外	実施に当たっては、宮城県土木部「女性活躍推進工事」実施要領に基づき行うものとする。 実施要領は、宮城県ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/)で確認のこと。
22 下請承認事務簡素化モデル工事の適用の有無			
(1)下請承認事務簡素化モデル工事	☐ 対象	☒ 対象外	実施に当たっては、宮城県土木部「下請承認事務簡素化モデル工事」実施要領に基づき、行うこととする。

東日本大震災に伴う特例制度

項 目	条 件	内 容	施 行 方 法	備 考
23 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用				
(1)労働者確保に関する積算方法の試行工事	○ある	●ない	1 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。))について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終積算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の工事」である。 営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(宮城県土木部においては、土木工事標準積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費の割合は次のとおりである。 1) 共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費(労働者送迎費、宿泊費、借上費)の割合: 12.82% 2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用)の割合: 1.52% 3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 4 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めによる増加費用については、設計変更の対象としない。 5 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。 6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。 7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。	
(2)労働者宿舍設置に関する積算方法の試行工事	○ある	●ない	本工事は、「労働者宿舍設置に関する試行要領」(以下試行要領)の対象工事である。 労働者宿舍の設置を希望する場合については、「試行要領」に基づき監督職員と事前に協議すること。	
24 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更				
(1)遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更	○ある	●ない	下記の建設資材は、通常地域内から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費及び輸送費に要した費用については、証明書類(契約書及び納品書等)を添付するものとする。なお、添付する証明書類(契約書及び納品書等)は原本を提示(写しの提出)とし、受注者名、納品者名、使用資材名、規格・形状、使用(納品)日、使用(納品)数量等が記載されている物を監督員に提出し、その費用について設計変更することとする。 購入費の対象は、生コンクリート・アスファルト合材・石材等(山砂、碎石、捨石、被覆石等)とする。 輸送費の対象は、仮設材(鋼矢板等)とする。 受注者は、購入費及び輸送費を変更したい場合は、「工事打合せ簿」に次の事項を記載し発注者に提出し協議するものとする。 1 地域内及び基地に、建設資材がないことを証明する資料(打合せメモ等) 2 遠隔地から購入及び輸送する建設資材の名称・規格及び製造・生産工場の名称(使用材料の建設資材名及び規格・形状等の証明資料「品質証明」) 3 遠隔地から建設資材を購入及び輸送する理由 4 製造・生産工場を選定した理由 5 見積もり書 6 その他、必要と思われる事項	
25 施工箇所が点在する工事の間接費の積算				
(1)施工箇所が点在する工事積算方法の対象工事	○ある	●ない	本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、「○○地区(施工箇所○○、○○)、△△地区(施工箇所○○)、□□地区(施工箇所○○)(以下、対象地区という)」ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法」の対象工事である。 本工事における共通仮設費の金額は、対象地区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正(大都市、施工地域等)については、対象地区毎に設定する。	
26 その他				
(1)土砂等建設資材を供給元で引取する場合の積算の取扱い	○ある	●ない	・本工事の施工において、調達(購入)する予定の○○の設計単価は、現場持込価格(単価)としている。ただし、契約後、施工計画に基づき、○○の調達条件について異なる場合は、監督職員と協議すること。 ・資材搬入において、標準作業以外の作業(現場外の仮置き等)が生じる場合は、監督職員と協議すること。	
(2)東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について	●ある	○ない	間接工事費(共通仮設費及び現場管理費)について、工事量の増大による資材やダンプトラック等の不足による作業効率の低下等により現場の実支出が増大し、積算基準による積算と乖離が生じていることが確認されたため、積算基準等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じている。 補正係数 共通仮設費:1.3 現場管理費:1.1	

特記事項

1 工事一般			
(1) 工事区間における対応	・公道通行時の法定速度の遵守、右左折時の安全確認の徹底に努める。 ・付近の環境に配慮し、粉塵対策として、工事区間内及び公道の清掃に努めるものとする。		
(2) 住民への配慮	・工事実施に先立ち、関係住民への事前説明(チラシ等の配布)の周知徹底すること。 ・作業内容では騒音及び振動が大きくなるものと思慮するが、作業日の数日前に周辺住民への連絡を行うこと	監督職員と協議を行った上で、事前説明方法を検討し、工事中のトラブル発生への防止を図ること。	
(3) 現場内の管理	・現場内の管理を徹底し、事故を未然に防止すること。	諸法令を熟知し、現場に即した措置を講じること。	
(4) 交通誘導員	・本工事においては、1日あたり2人の交通誘導員を配置するものとしており、合計14人を計上している。		
2 建設副産物の処理			
(1) 建設副産物処理の報告	・本工事で発生した建設副産物等の処理については、設計計上されていないものに関しても「建設廃棄物処理計画書」を作成すること。	建設廃棄物等を処理した場合は「建設廃棄物等処理結果報告書」、「マニフェスト」、「処理状況写真」を提出のこと	
(2) 建設副産物の取り扱い	・本工事において発生する建設副産物等の処理については、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進書を作成し施工計画書に含めなければならない。	共通仕様書1-1-4に基づき施工計画書に明記すること。	
3 社会的貢献及び安全管理			
(1) 社会的貢献	下記の社会的貢献面で実施した場合は監督員へ報告すること。 1. 道路、河川、海岸等の環境保全を実施した。 2. 県立公園等及びその周辺の環境保全を実施し、動植物の保護等に取り組んだ。 3. 現場事務所、作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。 4. 道路掃除等のボランティア活動に積極的に参加した。 5. 災害時に地域への援助・救援活動に積極的に参加した。 6. その他(例えば、毎年地域のために貢献していること)	・施工計画時点ですべて実施を検討しているものについては、施工計画書へ記載すること。	
(2) 安全管理の創意工夫等	下記の安全管理面で実施した場合は監督員へ報告すること。 1. 安全管理に関する技術開発や、創意工夫に取り組んでいる。 2. 安全職場実現への取り組みが、工事関係者以外(労基署、警察署、住民)から評価されている。 3. 安全衛生管理活動を適宜実施した。 4. 供用道路上、海上航路上での事故防止、一般交通確保等のための工夫 5. ゴミの減量化、分別収集の工夫等	・施工計画時点で実施を検討しているものについては、施工計画書へ記載すること。	
4 一般施工			
(1) 段階確認	段階確認を受ける工種及び施工段階は、共通仕様書に記載のある事項と他請負者の判断で必要があると判断される事項を、事前に書面にて監督職員に提出すること。		
5 現場代理人の緩和措置			
(1) 現場代理人の緩和措置	この工事は、「東日本大震災に伴う復旧・復興工事等における現場代理人の常駐義務の緩和措置について」該当工事である。		
6 その他			
(1) 契約終了後の提出物	下記のとおりとする。 1) 施工計画書 2) 設計照査結果 これらについて、契約終了後速やかに提出を行うこと。	監督職員と協議の上提出すること。	
(2) 事前測量	契約後、早急に事前測量を実施し、成果を提出すること。 1) 施工に先立ち事前測量を実施し監督職員の確認を得ること。なお、設計内容と異なる場合は、速やかに監督職員と協議すること。 2) 事前測量の結果を、横断図にして提出のこと。紙ベース(仕様書と同じ計画線も入れる)による提出、及びCD-R等にSFC形式で保存したものを各1部提出すること。		
(3) 設計図書と現地の相違点	着手前調査において、本設計図書との相違点が確認された場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、対応を検討し書面で協議すること。		
(4) 詳細図・施工図	構造物等の変更・追加による図面は監督職員と協議のうえ請負業者が作成すること。変更設計に使用できる図面で数量も計上すること。なお、これに伴う費用は受注者の負担とする。		
(5) 竣工時提出資料	竣工時工事成果については、宮城県共通仕様書等に記載されているところであるが、下記のものについては紙面および電子データで提出すること。 ・出来形図(設計最終図面の設計数値に出来形数値を赤書きしたもの) ・設計最終図面(最終設計変更の数値を記載した図面) ・設計最終数量計算書		
(6) その他	1) 工事関係者(作業員含む)は、工事目的を十分に理解することに努め、監督員や現場責任者または設計図書のみに頼らず、常に疑問をもって工事の施工に取りかかることとし、各自が疑問点を解決しやすい職場環境を形成するとともに臨機応変の対応ができるよう現場教育を徹底すること。 2) 本工事は標準積算基準により積算している。現場条件等により標準積算基準での施工が困難な場合は、監督職員と協議すること。 3) その他、疑義のある場合は、事前に監督職員と協議すること。本設計仕様等で疑義が生じた場合は直ちに監督職員と協議するものとし、打合せ・協議・承諾・指示等の内容は全て工事打合せ簿等の書面で行うこと。		
(7) 共通仕様書、マニュアルについて	下記の内容について必ず確認すること。 1) 共通仕様書 : 令和 7年10月 1日以降適用 2) 土木設計マニュアル : 平成21年 7月 1日以降適用		

設計内訳書（本01）

工事名	西野田ため池改修工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路改良		式	1				
道路土工		式	1				
掘削工		式	1				
掘削	土質：土砂，施工方法：オプンカット，押土：無し，障害：無し，施工数量：5,000m3未満	m3	330				単 1号
土砂等運搬	土質：土砂（岩塊・玉石混りを含む）	m3	330				単 2号
路体盛土工		式	1				
路体（築堤）盛土	施工幅員：2.5m以上4.0m未満	m3	300				単 3号
法面整形工		式	1				
法面整形（盛土部）	法面締固め：有り，現場制約：無し	m2	201				単 4号
石・ブロック積（張）工		式	1				
コンクリートブロック工（平ブロック張）		式	1				
平ブロック張	ブロック規格：各種，ブロック規格（各種の場合）：バロック 1.6m×6.0m	m2	201				単 5号
排水構造物工		式	1				

- 1 -

宮城県

設計内訳書（本01）

工事名	西野田ため池改修工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
管渠工		式	1				
ヒューム管（B形管）	管規格：外圧管1種	m	2.4				単 6号
防草コンクリート		式	1				
張りコンクリート	コンクリート規格：18-8-40（普通），コンクリート夜間割増：無し	m2	60				単 7号
構造物撤去工		式	1				
排水構造物撤去工		式	1				
暗渠排水管撤去	作業区分：撤去	m	2.8				単 8号
運搬処理工		式	1				
殻運搬	殻種別：コンクリート殻（鉄筋）	m3	1				単 9号
殻処分	殻種別：コンクリート殻（鉄筋）	m3	1				単 10号
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				

- 2 -

宮城県

設計内訳書 (本01)

[illegible]

- 3 -

宮城県

1 次单価表

1 次単価表						単価使用年月		2026. 07	
						歩掛適用年月		2026. 07	
						労務調整係数		1.000-00000 0.0 0	
単 1号	掘削	土質:土砂,施工方法:オープンカット,押土:無し,障害:無し,施工数量:5,000m3未満	単位	m3	単位数量	1	単価		
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要		
掘削		土砂,オープンカット,無し,無し,5,000m3未満							
			m3	1					
合計									
単価							円/m3		

1 次单価表

1 次単価表						単価使用年月		2026. 07	
						歩掛適用年月		2026. 07	
						労務調整係数		1. 000-00000 0. 0 0	
単 2号	土砂等運搬	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	単位	m3	単位数量	1	単価		
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要		
土砂等運搬		標準,ﾊﾞｯｸﾎﾞﾄﾞ山積0.45m3(平積0.35m3),上砂(岩塊・玉石混り土含む),無し,2.0km以下	m3	1					
合計									
単価							円/m3		

- 4 -

宮城県

1 次単価表

						単価使用年月	2026. 07
						歩掛適用年月	2026. 07
						労務調整係数	1.000-00000 0.0 0
単 3号	路体(築堤)盛土	施工幅員:2.5m以上4.0m未満	単位	m3	単位数量	1	単価
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
路体(築堤)盛土		2.5m以上4.0m未満	m3	1			
合計							
単価							円/m3

1 次単価表

						単価使用年月	2026. 07
						歩掛適用年月	2026. 07
						労務調整係数	1.000-00000 0.0 0
単 4号	法面整形(盛土部)	法面締固め:有り,現場制約:無し	単位	m2	単位数量	1	単価
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
法面整形		盛土部,有り,無し,材質土,砂及び砂質土,粘性土,全ての費用	m2	1			
合計							
単価							円/m2

- 5 -

宮城県

1 次単価表

						単価使用年月	2026. 07
						歩掛適用年月	2026. 07
						労務調整係数	1.000-00000 0.0 0
単 5号	平ブロック張	ブロック規格:各種,ブロック規格(各種の場合):シブロックマット 1.6m×6.0m	単位	m2	単位数量	1	単価
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
平ブロック張		150kg/個未満,平ブロック各種,不要,遮水シートA(厚1.0+10.0mm),有り,有り,15.0個を超え20.0個以下	m2	1			
合計							
単価							円/m2

1 次単価表

						単価使用年月	2026. 07
						歩掛適用年月	2026. 07
						労務調整係数	1.000-00000 0.0 0
単 6号	ヒューム管(B形管)	管規格:外圧管1種	単位	m	単位数量	1	単価
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
ヒューム管(B形管)		据付,200mm,90°巻き,有り,外圧管1種,18-8-40,全ての費用	m	1			
合計							
単価							円/m

- 6 -

宮城県

單價使用年月	2026. 07
步掛適用年月	2026. 07
勞務調整係數	1.000-00000 0.0 0

- 7 -

單價使用年月	2026.07
步掛適用年月	2026.07
勞務調整係數	1.000-00000 0.0 0

単価使用年月	2026.07
歩掛適用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

- 8 -

宮城県

1 次単価表

						単価使用年月	2026. 07	
						歩掛適用年月	2026. 07	
						労務調整係数	1.000-00000 0.0 0	
単 10号	殻処分	殻種別:コンクリート殻(鉄筋)	単位	m3	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m3)		無					単 14号	
			m3	1				
合計								
単価							円/m3	

2 次単価表

						単価使用年月	2026. 07	
						歩掛適用年月	2026. 07	
						労務調整係数	1.000-00000 0.0 0	
単 11号	基面整正		単位	m2	単位数量	100	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人					
普通作業員			人					
諸雑費(まるめ)			式	1				
合計								
単価							円/m2	

2次単価表

単価使用年月	2026.07
歩掛適用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 12号	型枠工	防草コンクリート	単位	m2	単位数量	10	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人					
型わく工			人					
普通作業員			人					
諸雑費(率+まるめ)			式	1				
合計								
単価							円/m2	

2次単価表

単価使用年月	2026.07
歩掛適用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 13号	コンクリート打設工	防草コンクリート, クレーン機能付きパック約, 18-8-40(普通), 無し, 5m3/100m2, 無し	単位	m2	単位数量	100	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人					
特殊作業員			人					
普通作業員			人					
生コンクリート 18-8-40			m3	6.05				
パック約(クレーン型)運転			日				単 15号	
諸雑費(率+まるめ)			式	1				
合計								
単価							円/m2	

2 次単価表

						単価使用年月	2026. 07	
						歩掛適用年月	2026. 07	
						労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0	
単 14号	処分費 (m3)	無	単位	m3	単位数量	100	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 処分費								
			m3	100				
合計								
単価							円／m3	

3 次単価表

						単価使用年月	2026. 07	
						歩掛適用年月	2026. 07	
						労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0	
単 15号	バックホ (クロー型) 運転		単位	日	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手 (特殊)								
			人					
軽油								
			l.	37				
バックホ (クロー) [標準・クレーン機能付き] 山積0. 28m3 (平積0. 2m3) 1. 7t吊								
			日					
諸雑費 (まるめ)								
			式	1				
合計								
単価							円／日	

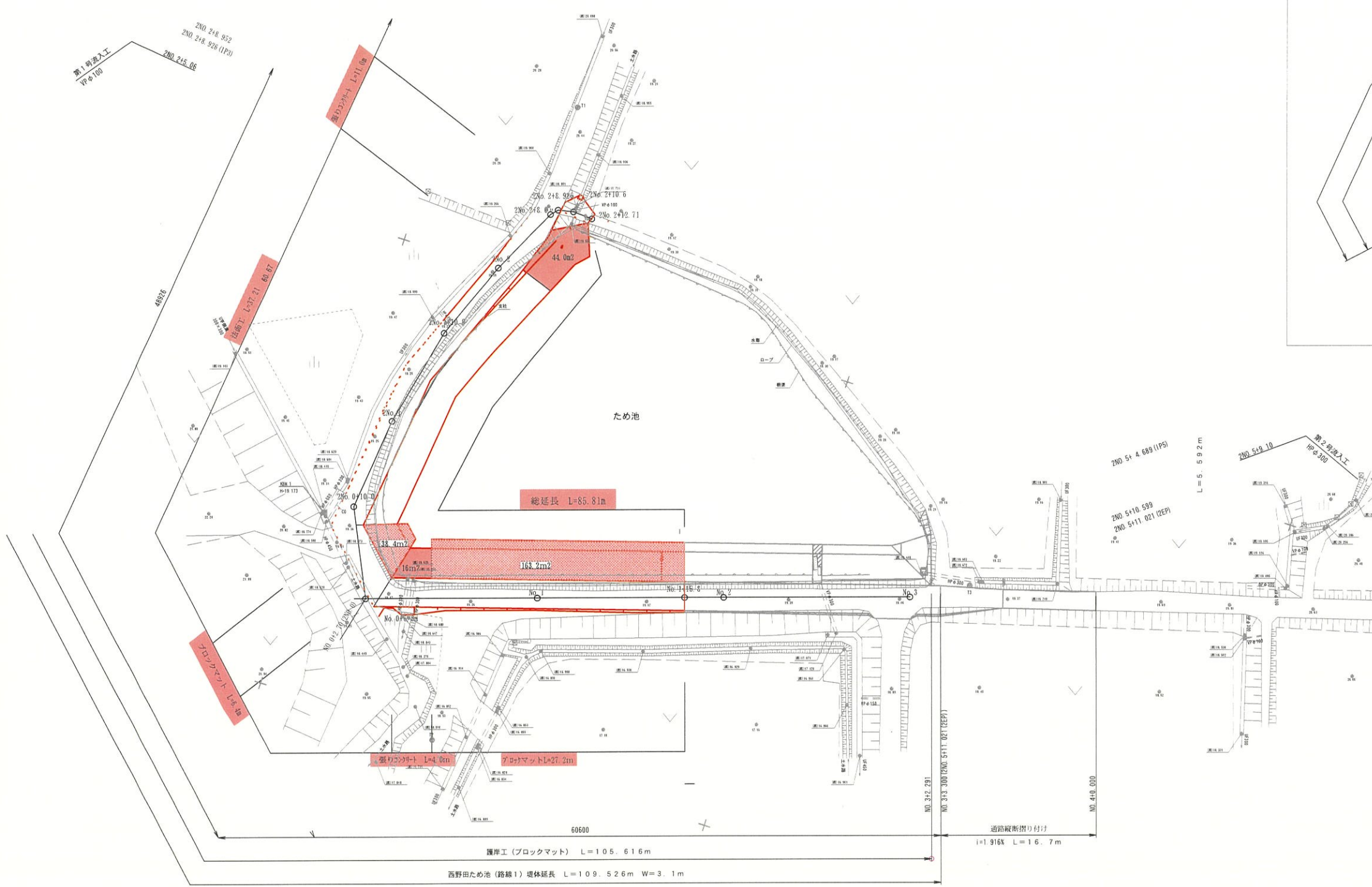
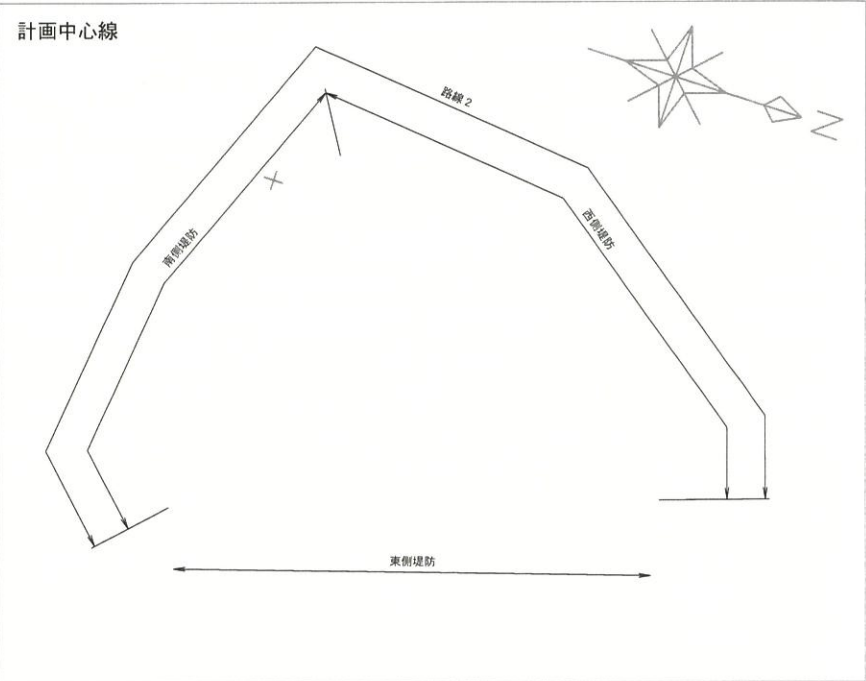
[illegible]

土 量 計 算 書

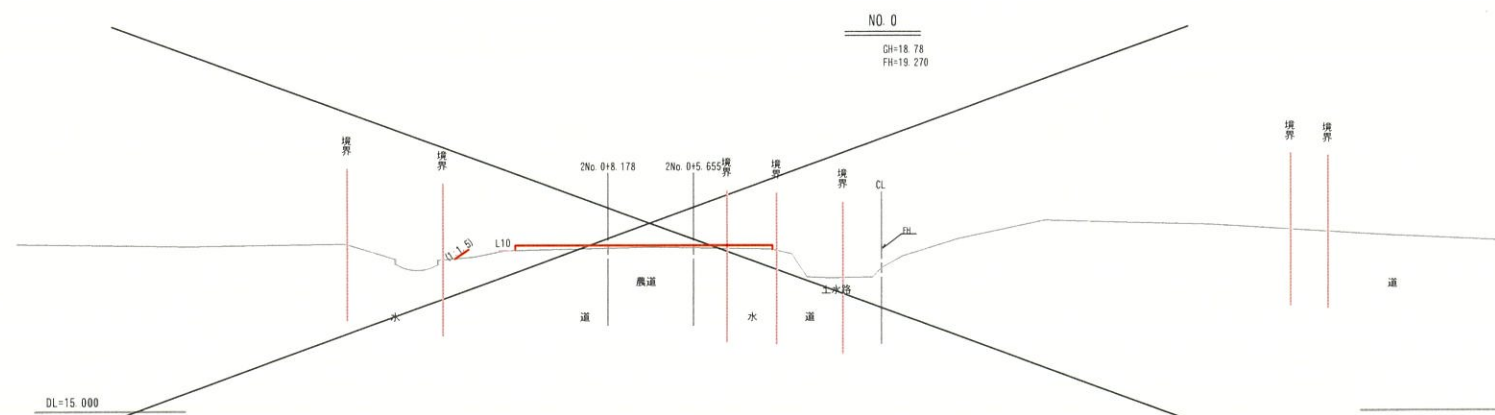
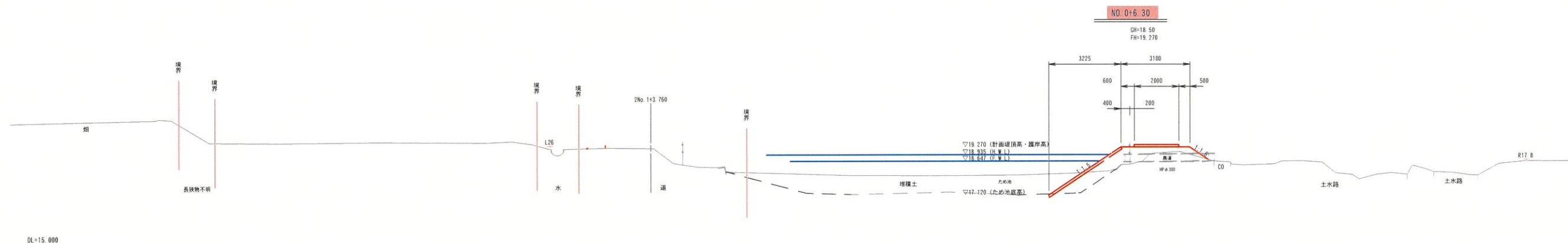
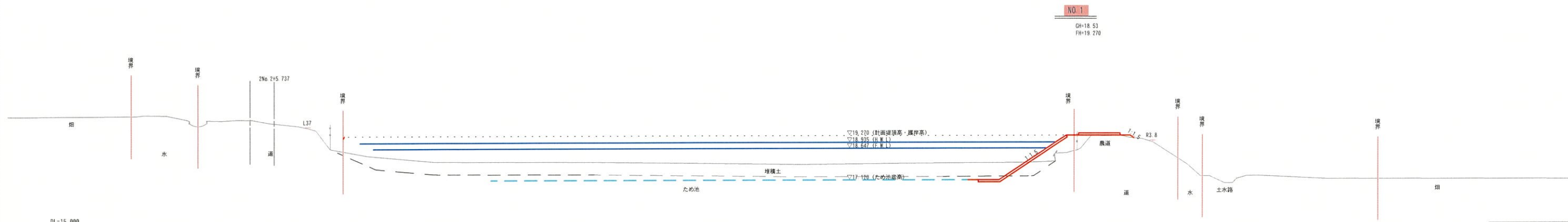
測 点	距離	C1 (表土剥ぎ取り)			C2 (掘削-堆積土)			C3 (改良-堆積土)			採取掘削			備 考
		断面積 (m ²)	平均断面 (m ²)	地山土量 (m ³)	断面積 (m ²)	平均断面 (m ²)	地山土量 (m ³)	断面積 (m ²)	平均断面 (m ²)	地山土量 (m ³)	断面積 (m ²)	平均断面 (m ²)	地山土量 (m ³)	
0 + 0.000		0.0			0.0			0.0						東側堤防
0 + 2.700	2.700	0.0	0.00	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.00	0.0				"
0 + 6.300	3.600	1.3	0.65	2.3	0.0	0.00	0.0	0.0	0.00	0.0				"
0 + 10.000	3.700	1.2	1.25	4.6	0.0	0.00	0.0	0.0	0.00	0.0				"
1 + 0.000	10.000	1.2	1.20	12.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.00	0.0				"
1 + 10.000	10.000	1.4	1.30	13.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.00	0.0				"
1 + 18.400	8.400	1.3	1.35	11.3	0.0	0.00	0.0	0.0	0.00	0.0				"
														"
2-0 + 0.000		1.1			0.0			0.0						南側堤防
2-0 + 10.000	10.000	1.3	1.20	12.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.00	0.0				"
2-1 + 0.000	10.000	0.7	1.00	10.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.00	0.0				"
2-1 + 10.900	10.900	0.5	0.60	6.5	0.0	0.00	0.0	0.0	0.00	0.0				"
2-2 + 0.000	9.100	1.1	0.80	7.3	0.0	0.00	0.0	0.0	0.00	0.0				"
2-2 + 8.000	8.000	1.6	1.35	10.8	0.0	0.00	0.0	0.0	0.00	0.0				"
2-2 + 8.926	0.926	0.0	0.80	0.7	0.0	0.00	0.0	0.0	0.00	0.0				"
2-2 + 10.600	1.674	0.7	0.35	0.6	0.0	0.00	0.0	0.0	0.00	0.0				"
2-2 + 12.710	2.110	0.0	0.35	0.7	0.0	0.00	0.0	0.0	0.00	0.0				"
													240.0	採取地
計	91.110			92.0			0.0			0.0			240.0	

土 量 計 算 書

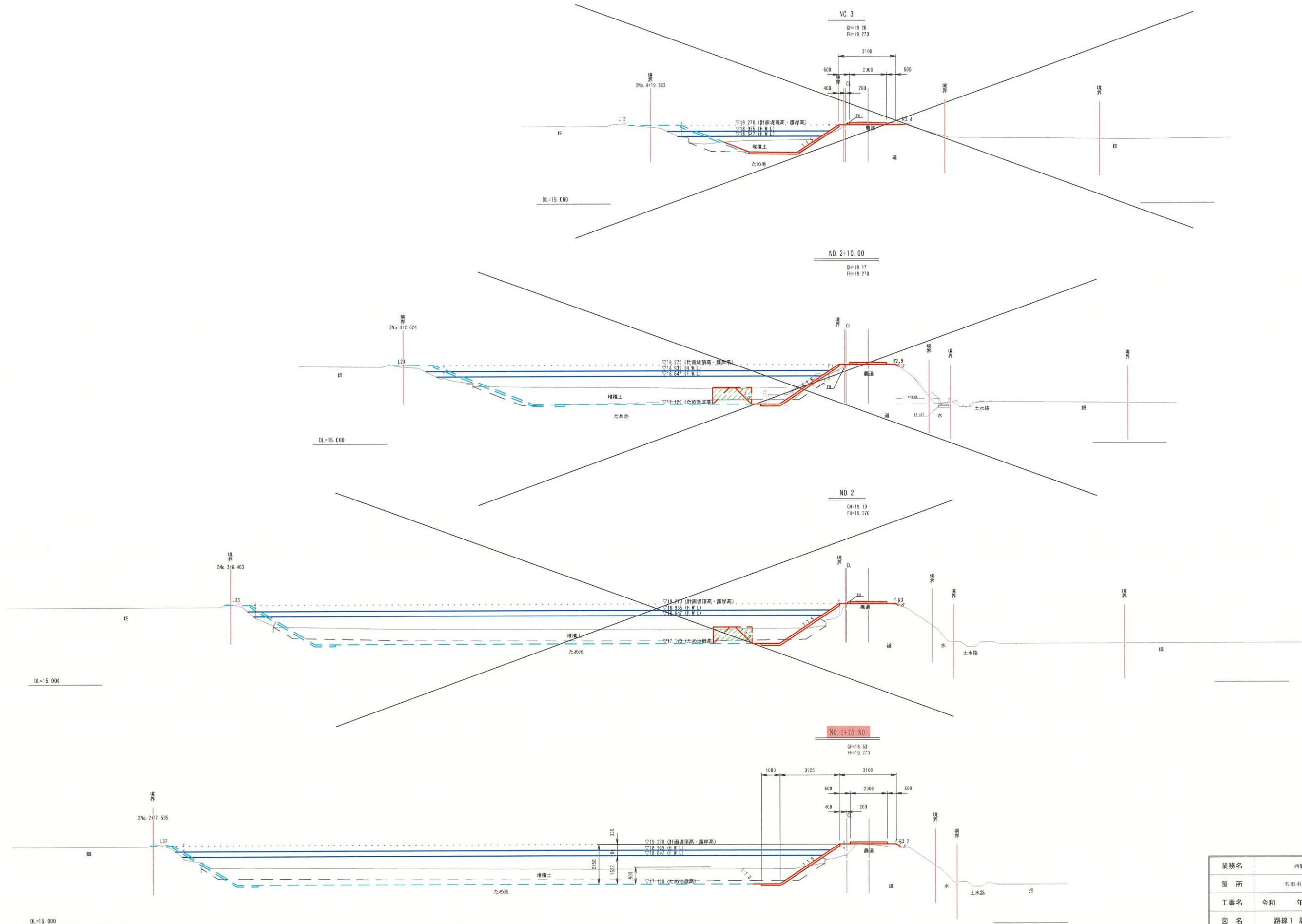
測 点	距離	B1(盛土 B<1.0m)						B2(盛土 1.0m≦B<2.5m)										備 考
		断面積 (m ²)			平均断面 (m ²)			断面積 (m ²)			平均断面 (m ²)			断面積 (m ²)	平均断面 (m ²)	地山土量 (m ³)	地山土量 (m ³)	
		断面積 (m ²)	平均断面 (m ²)	地山土量 (m ³)	断面積 (m ²)	平均断面 (m ²)	地山土量 (m ³)	断面積 (m ²)	平均断面 (m ²)	地山土量 (m ³)	断面積 (m ²)	平均断面 (m ²)	地山土量 (m ³)	断面積 (m ²)	平均断面 (m ²)	地山土量 (m ³)	地山土量 (m ³)	
0 + 0.000					0.0			0.0										東側堤防
0 + 2.700	2.700	0.0	0.00	0.0	0.0	0.00	0.0	0.0	0.00	0.0								"
0 + 6.300	3.600	0.1	0.05	0.2	4.8	2.40	8.6											"
0 + 10.000	3.700	0.1	0.10	0.4	3.4	4.10	15.2											"
1 + 0.000	10.000	0.1	0.10	1.0	3.2	3.30	33.0											"
1 + 10.000	10.000	0.0	0.05	0.5	2.8	3.00	30.0											"
1 + 18.400	8.400	0.0	0.00	0.0	2.9	2.85	23.9											"
2-0 + 0.000		0.0			2.9													南側堤防
2-0 + 10.000	10.000	0.8	0.40	4.0	1.8	2.35	23.5											"
2-1 + 0.000	10.000	0.0	0.40	4.0	4.4	3.10	31.0											"
2-1 + 10.900	10.900	0.0	0.00	0.0	4.5	4.45	48.5											"
2-2 + 0.000	9.100	0.1	0.05	0.5	4.1	4.30	39.1											"
2-2 + 8.000	8.000	0.1	0.10	0.8	3.2	3.65	29.2											"
2-2 + 8.926	0.926	0.0	0.05	0.0	0.0	1.60	1.5											"
2-2 + 10.600	1.674	0.0	0.00	0.0	3.2	1.60	2.7											"
2-2 + 12.710	2.110	0.0	0.00	0.0	0.0	1.60	3.4											"
計	91.110			11.4			289.6							計	301.0	×	1.11	m2 334.1



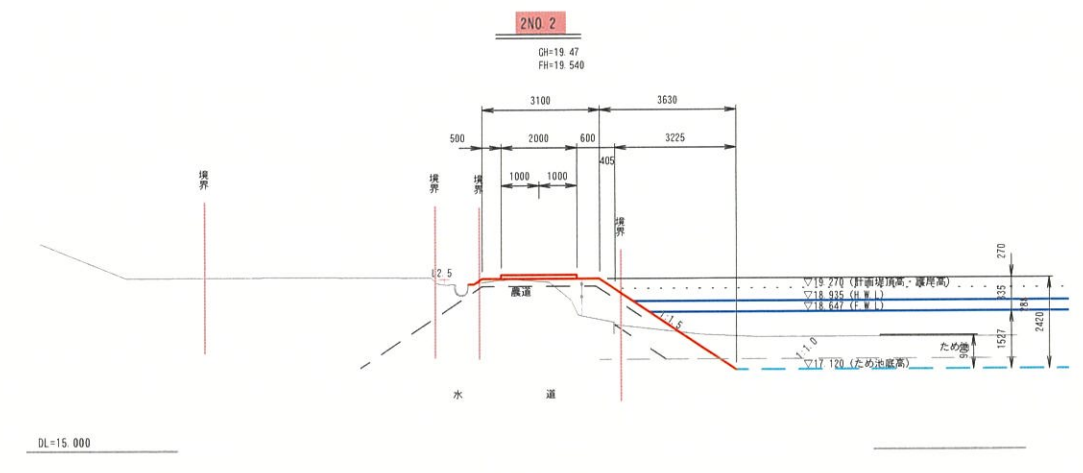
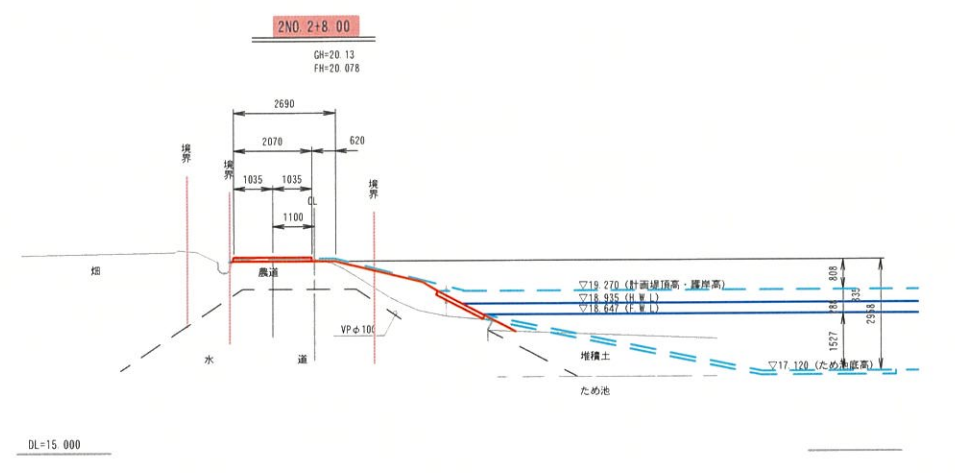
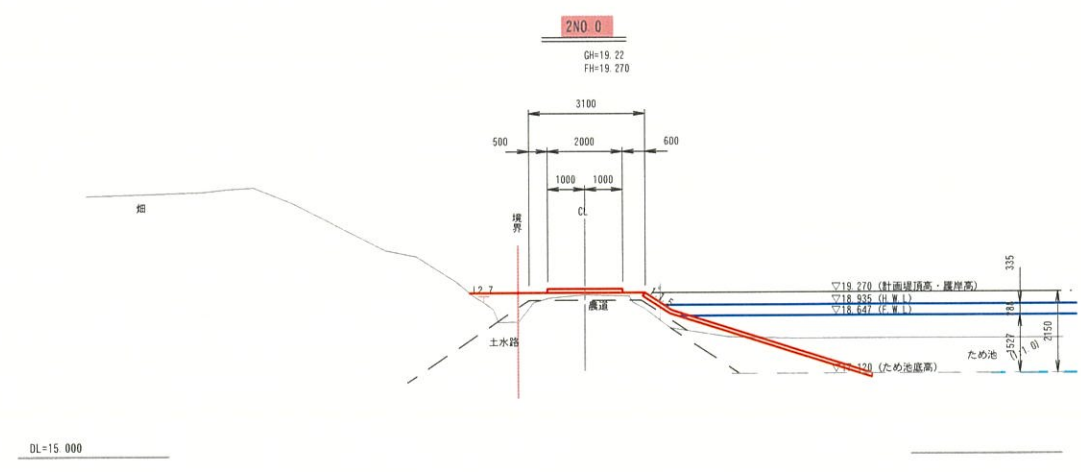
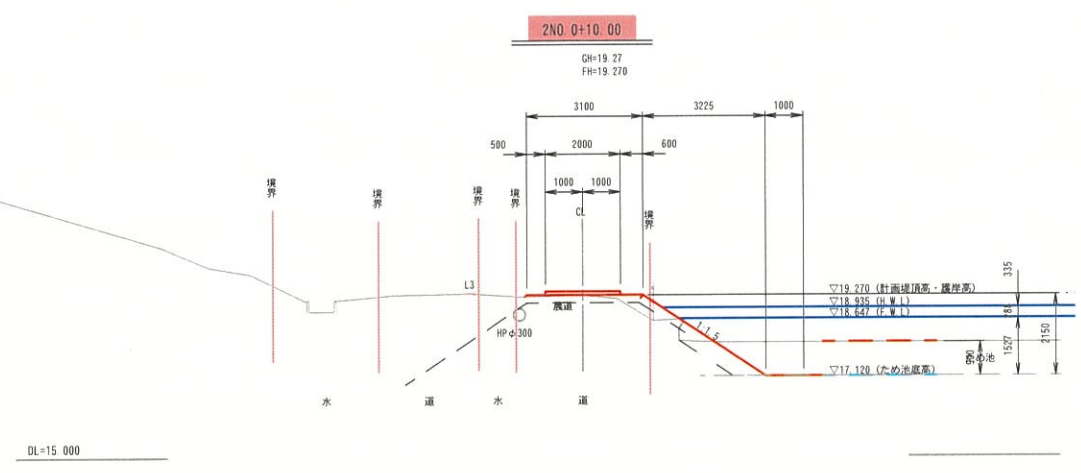
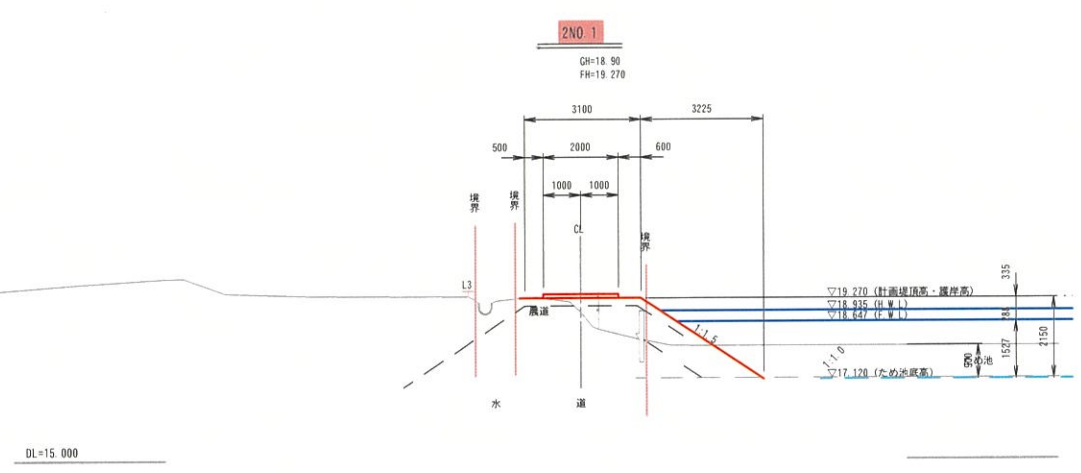
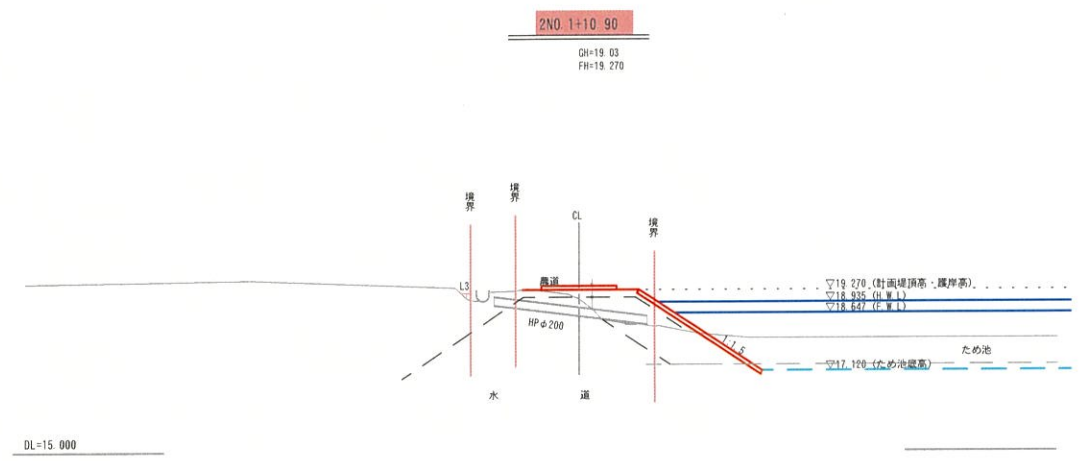
業務名	西野田ため池改修工事		
箇所	名取市愛島塩手字西野田 地内		
工事名	令和	年度	工事
図名	計画平面図		
縮尺		位置	
設計者		建設課長	
名取市		図番	



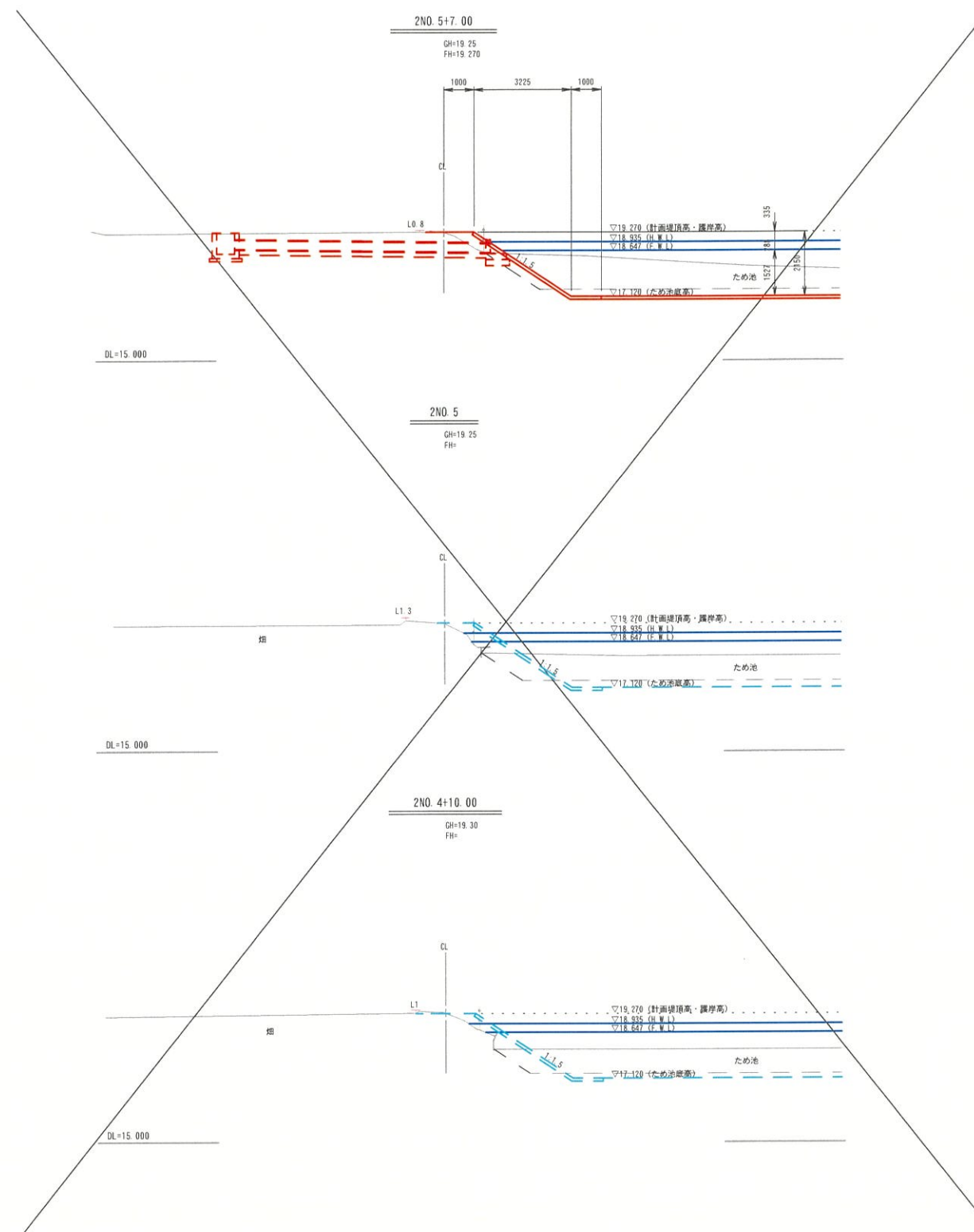
業務名	西野田ため池改修工事		
箇所	名取市愛島塩手字西野田 地内		
工事名	令和	年度	工事
図名	路線1 計画横断面図(東堤:1/3)		
縮尺		位置	
設計者		建設課長	
名取市	図審		



業務名	西野田ため池改修工事		
箇所	名取市愛島塩手字西野田 地内		
工事名	令和	年度	工事
図名	路線1 計画横断面図(東堤: 2/3)		
縮尺	1:100	位置	
設計者		建設課長	
名取市		図番	



業務名	西野田ため池改修工事		
箇所	名取市愛島塩手字西野田 地内		
工事名	令和	年度	工事
図名	路線2 計画横断面図 (南堤)		
縮尺		位置	
設計者		建設課長	
名取市		図番	



業務名	西野田ため池改修工事		
箇所	名取市愛島塩手字西野田 地内		
工事名	令和	年度	工事
図名	路線2 計画横断面図(西堤)		
縮尺		位置	
設計者		建設課長	
名取市		図番	